

結核健康診断実施報告 根拠法令

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第9章 結核

(定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第13章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第13章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2～3 (略)

4 第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第53条の9の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第1項及び第3項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(定期の健康診断を受けなかった者)

第53条の5 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第53条の2第4項の規定により同条第1項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第53条の9 定期の健康診断の方法及び技術的基準、第53条の4又は第53条の5に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(施設)

第11条 法第53条の2第1項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

(1) 刑事施設

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第12条 法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

(2) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

(3) 前条第1号に掲げる施設に収容されている者 20歳に達する日の属する年度以降において毎年度

(4) 前条第2号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2 (略)

3 法第53条の2第1項及び第3項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

(1) 第1項各号及び前項第1号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において1回

(2) (略)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(健康診断の方法)

第27条の2の2 法第9章の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 (略)

(健康診断の通報又は報告)

第27条の5 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとにとりまとめ、同年4月10日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

(1) 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称

(2) 実施の年月

(3) 方法別の受診者数

(4) 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取りまとめ、同年4月10日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。